

10/21(金)の発表



報道発表資料の配付日時 10月21日(金)

発表項目 (行事名)	令和4年秋の褒章受章者名簿について	
概要	<p>○令和4年秋の褒章 発令日 令和4年(2022年)11月3日(木)</p> <p>○配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年秋の褒章受章者 統計表(北海道関係分) ・令和4年秋の褒章受章者 名簿(北海道関係分) ・令和4年秋の褒章 各界における受章者代表例(北海道関係分) <p>※受章者名簿は内閣府より紙のみの発表となっております。 電子データでの提供はできませんのでご了承ください。</p>	
参考		
報道(取材)に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク 記者レク	
その他		
担当(連絡先)	北海道十勝総合振興局総務課総務課係(担当:総務係長 佐々木) TEL0155-27-8502(直通)	

報道の取扱いについて（褒章）

春秋褒章については、昭和53年以降の発令日の統一により、報道される機会が増え、顕彰としての実が高まることとなりました。このため春秋叙勲と同様日本新聞協会の協定の下に、閣議決定・上奏・裁可を経た後、事前に内閣記者会においてアドバンス発表を行い、報道の便を図っています。また、新聞等の取扱日も春秋叙勲の前日とし、報道される機会が十分とれるよう留意しています。

1 報道の取扱いについて

（1）解禁日

ア 新聞	<u>11月2日付け朝刊</u>
イ テレビ・ラジオ・インターネット	<u>11月2日午前5時</u>

（2）配付資料

令和4年秋の褒章受章者統計表（北海道関係分）
同 名簿（北海道関係分）
令和4年秋の褒章各界における受章者代表例（北海道関係分）

（3）アドバンス発表日から解禁日までの間は、令和4年秋の褒章受章者について、人名に触れる報道はしないこととする。

2 その他

（1）発令日（11月3日）までに受章候補者の死亡等により異動が生じることがあります。

なお、報道解禁日の前日（11月1日）、異動の有無を道政記者クラブ加盟各社にファックス送信します。（20時、24時）

（2）本名簿は報道の便を図るために配布しているもので、公表資料ではなく、情報提供を目的として配布しているものであることから、以下の点に留意してください。

なお、褒章の公表は、発令後、内閣府賞勲局がHPにおいて行い、公表では、受章者の住所は、「市区町村名」までしか記載されておりません。

【留意事項】

- ①目的外での使用はしないこと。
- ②掲載個人情報の保護に留意し、適切な管理を行うこと。

北海道総務部人事局人事課服務 制度係 TEL (011) 204-50

令和4年秋の褒章受章者統計表（北海道関係分）

令和4年（2022年）10月21日現在

1 受章者数 全 国 746
 北海道 25

2 年齢別受章者数

区 分	北 海 道	
		うち知事上申分
紅綬褒章	0 (0)	0 (0)
緑綬褒章	1 (0)	0 (0)
黄綬褒章	4 (0)	0 (0)
紫綬褒章	0 (0)	0 (0)
藍綬褒章	20 (4)	5 (0)
計	25 (4)	5 (0)

年 齢	受章者数
20～54歳	0 (0)
55～59歳	0 (0)
60～64歳	2 (0)
65～69歳	3 (0)
70～74歳	5 (0)
75～79歳	8 (4)
80歳以上	6 (0)
団 体	1
計	25 (4)

() 内は女性の受章者数で内数

【参 考】

褒章の種別

種 別	授与対象
紅綬褒章	自己の危難を顧みず人命の救助に尽力した者
緑綬褒章	自ら進んで社会に奉仕する活動に従事し徳行顕著である者
黄綬褒章	業務に精励し衆民の模範である者
紫綬褒章	学術、芸術上の発明、改良、創作に関して事績の著しい者
藍綬褒章	公益の利益を興した者又は公同の事務に尽力した者

褒状

表彰されるべき者が団体である場合には褒状を授与する。

飾版

再度以上同種の褒章を授与すべき場合は、褒章に代え飾版を授与する。